

有限会社 あぐり

居宅介護支援事業所『介護相談処 やまぶき』運営規程

(事業の目的)

第1条 要支援・要介護状態にある高齢者に対し、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、介護支援専門員が適切な居宅介護支援サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 介護支援専門員は、利用者の人格と意思を尊重し、常に利用者の立場に立ち提供される指定居宅サービス等が、特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に努めなければならない。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、在宅介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称、所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地
名称 介護相談処 やまぶき
所在地 長野県下高井郡山ノ内町大字戸狩 376-4

(職員の職種・員数・職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種・員数・職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者 1名
事業所の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 介護支援専門員 1名以上
認定調査、居宅介護支援業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は次の通りとする。

営業日 月曜日から木曜日とする（※下に掲げた日は除く）

- ・国民の祝日
- ・お盆（8月14日～8月16日）、年末年始（12月31日～1月3日）
- ・事業所の指定する日

営業時間 8：30～17：30

(居宅介護支援事業の提供方法)

第6条 居宅介護支援事業の提供方法は次の通りとする。

(1) 利用希望者及び利用者の相談・面接場所は、当相談室にて行う。

(2) 初回の相談者へは基本的には、訪問し相談・面接等を行う。
その後、状況に応じ利用者宅を訪問する。

(3) 利用者が自立した日常生活を営む事ができるよう支援する上での課題分析方式は MDS-HC 方式を使用する。

(4) 居宅介護サービス計画作成は、介護給付等対象サービス以外の保健、医療、福祉サービス、地域住民による自発的活動によるサービス等の利用も含めて位置づけるよう努める。

(5) 介護支援専門員は、居宅介護サービス計画に位置づけた、指定居宅サービス事業者等を招集し、サービス担当者会議を当事業所内の会議室で開催する。

(事業内容)

第7条 事業の内容は次の通りとする。

- (1) 要介護認定申請手続きの代行。
- (2) 保険者からの委託を受けて行う認定調査。
- (3) 居宅介護サービス計画作成及び計画の見直し。
- (4) 居宅介護サービス計画の実施状況を把握。
- (5) 居宅サービス事業者等との連絡及び調整。
- (6) 介護保険施設の紹介。
- (7) その他、要介護者等の自立に必要な援助。

(通常の事業実施地域)

第8条 通常の事業実施地域は、山ノ内町、中野市、須坂市の区域とする。

(利用料、その他の費用)

第9条 利用料、その他の費用の額は次の通りとする。

- (1) 利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとする。
- (2) 通常の実施地域以外に要した交通費についてはその実費を徴収する。
(片道1kmにつき100円とする。)
- (3) 交通費の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族と事前に文書での同意を必要とする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての重要事項)

第10条 その他運営に関する重要事項は、原則として、厚生労働省令及び厚生労働省告示の指定基準に基づき定める。

- 2 この規程及び指定基準に定める事項の他、運営に関する重要事項は、有限会社 あぐりと事業所管理者の協議に基づき定める。
- 3 事業者は従業者の資質の向上を図るため、研修の機会を設ける。
- 4 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の情報を保持しなければならない。又従業者でなくなった後においても、これらの情報を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

附則 この規程は、2004年7月1日より施行する。
この規程の一部改正条項は、2010年7月1日より施行する。
この規程の一部改正条項は、2022年12月1日より施行する。
この規程の一部改正条項は、2024年4月1日より施行する。
この規程の一部改正条項は、2024年11月1日より施行する。

Var. 202411